

【総合評価（簡易型）】

旧広陵町水道局跡地解体工事落札者決定基準

工事名：旧広陵町水道局跡地解体工事落札者決定基準

分類	評価（審査）項目	評価（審査）内容	評価（審査）基準	配点	
施工計画	施工管理（注1）	I 周辺環境への負荷（騒音）の軽減 本工事箇所の周辺には住宅地があり、工事施工時の騒音が周辺環境に及ぼす影響が大きいことから、周辺環境への負荷（騒音）を軽減するための具体的な工夫（施工区域内で実施する対策に限る。）を提案・実施する。	a. 工事期間全体を通して、生活環境に及ぼす影響（騒音）の軽減対策が適切であり、優れた工夫が見られる b. 工事期間全体を通して、生活環境に及ぼす影響（騒音）の軽減対策が適切であり、工夫が見られる c. 環境上など配慮すべき事項が適切であるが、上記 a、b に該当しない。	3点/1提案 1.5点/1提案 0	左記得点の合計点 Max 6  小計 12 点満点
		II 周辺環境への負荷（粉塵）の軽減 本工事箇所は工場や農地が隣接しており、工事施工時の粉塵が周辺環境に及ぼす影響が大きいことから、周辺環境への負荷（粉塵）を軽減するための具体的な工夫（施工区域内で実施する対策に限る。）を提案・実施する。	a. 工事期間全体を通して、生活環境に及ぼす影響（粉塵）の軽減対策が適切であり、優れた工夫が見られる b. 工事期間全体を通して、生活環境に及ぼす影響（粉塵）の軽減対策が適切であり、工夫が見られる c. 環境上など配慮すべき事項が適切であるが、上記 a、b に該当しない。	3点/1提案 1.5点/1提案 0	
技術提案書 (注7)	企業の施工実績等	工事成績評定点	a. 75点以上 b. 70点以上 75点未満 c. 65点以上 70点未満 d. 60点以上 65点未満 e. 60点未満 f. 過去2年間の各年度の平均値が2年連続して60点未満の場合	/	小計 7 点満点
		表彰	a. 下記の表彰がいずれか1つでもある（各表彰の工事1件当たり0.5点とする） ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・優良工事等施工者（工事請負業者）表彰（局長、事務所長） ・優良工事等施工者（技術開発）表彰 ・優良工事等施工者（安全対策）表彰 ・優良工事等施工者（イメージアップ）表彰 ・公共構造物品質コンテストの表彰 ※・表彰がある場合は、その内容を様式10に記載するものとする b. 上記に該当しない	Max 1 0	
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得	a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している。	1	
			b. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している。	0.5	
			c. 上記に該当しない	0	
		配置予定技術者の能力	同種工事についての過去15年間の監理技術者等としての施工経験（JVの構成員として請負った工事を含む）（注2）（注5）（注6）	a. 監理技術者・主任技術者として国、奈良県、又は広陵町が発注した同種工事の完成・引渡が完了した	
	b. 監理技術者・主任技術者として特殊法人等、公共法人又は地方公共団体（奈良県、広陵町を除く）が発注した同種工事の完成・引渡が完了した。			1	
c. 現場代理人（現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る）として国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体（奈良県、広陵町を含む）が発注した同種工事の完成・引渡が完了したただし、配置期間は工期全体の1/2以上とする。	1				
d. 上記に該当しない	0				
地域精通度	本店の所在地（注8） 過去15年間の地域内工事の実績（注2）（注5）	a. 広陵町に本店がある	1		
		b. 上記に該当しない	0		
社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 国土交通省近畿地方整備局、奈良県又は広陵町と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
		b. 上記に該当しない	0		
加算点合計				19点満点	

- (注1) 施工計画の記載内容が適切でない（未記載を含む）場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件（工種、工法、地形、地名等）に合致していない内容が含まれている場合、入札参加者独自の提案であることが確認できない場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間とは、表彰にあっては平成27年4月1日～令和2年3月31日までに完成・引渡が完了した工事、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。  
過去15年間とは、平成17年4月1日から令和2年3月31日とする。
- (注3) 本工事において、工事成績評定点に関する配点は行わない。
- (注4) 建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含むものとする。
- (注5) 元請として完成、引渡し完了した工事とする。
- (注6) 同種工事とは、鉄筋コンクリート造りで延べ床面積が200㎡以上の建築物の解体工事（1契約で複数の建築物がある場合はその合計とする。）をいう。  
現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。  
配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置予定技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。  
「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人又は前身の組織及び団体を含む（当該事実が広陵町で確認できるものに限る）。  
「公共法人」とは、法人税法第二条第五項に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注8) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。